

平成23年5月20日
雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課
課長 吉本明子
課長補佐 宮口真二
電話 03(5253)1111 内線 7837、7834
夜間 03(3595)3271

報道関係者 各位

「平成22年版 働く女性の実情」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、毎年、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として紹介している。

本年は、平成22年の働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、女性の就業率に着目し、そのM字型カーブの現状とこれまでの推移、M字型カーブ解消に向けた課題について検討を行った。

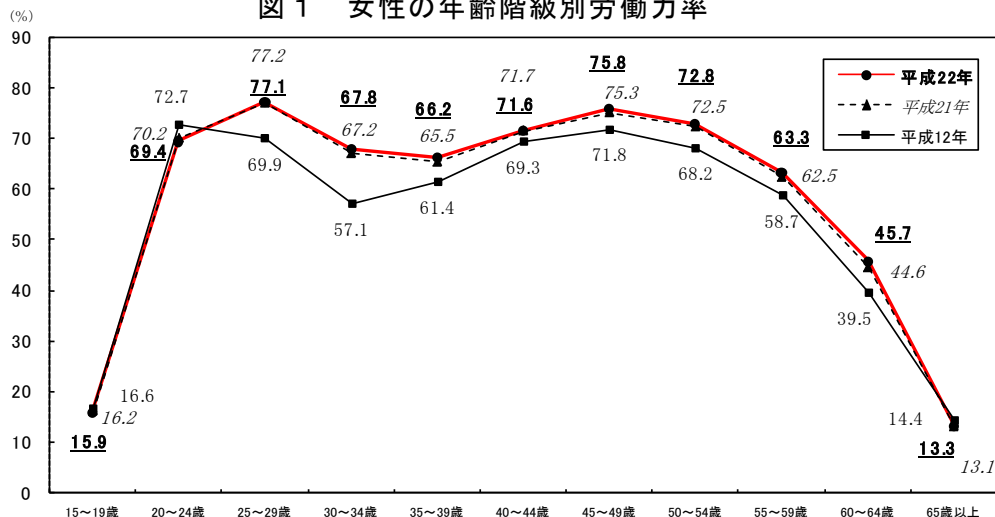
1 平成22年の働く女性の状況

(1) 労働力人口 ～M字型の底の値が過去最高

平成22年の女性の労働力人口は2,768万人と前年に比べ3万人減少(前年比0.1%減)し、2年ぶりの減少となった。生産年齢(15～64歳)の労働力人口は2,544万人(前年差9万人減)となったが、生産年齢の労働力率は63.1%と、8年連続の上昇(前年差0.2%ポイント上昇)となり過去最高を更新した。

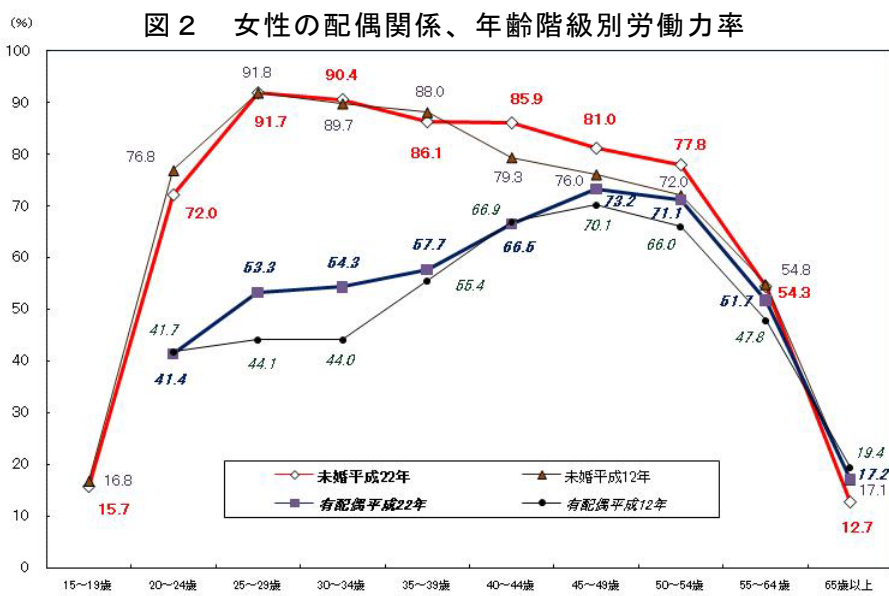
年齢階級別の労働力率は、「25～29歳」(77.1%)と「45～49歳」(75.8%)を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は0.7%ポイント上昇し66.2%となり、過去最高を更新した(図1、本文3ページ)。

図1 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成12、21、22年)

(2) 配偶関係別労働力率の変化～「25～29歳」、「30～34歳」の有配偶者の労働力率上昇幅大
 年齢階級別の労働力率を10年前（平成12年）と比べると「30～34歳」が最も上昇（10.7%ポイント上昇）しているが、これを配偶関係別にみると、未婚者の「30～34歳」の労働力率の上昇幅は0.7%ポイントであるが、有配偶者については10.3%ポイントと上昇幅が大きくなっている。また、「25～29歳」の有配偶者の労働力率も10年前に比べ9.2%ポイントの上昇となっており、上昇幅が大きい（図2、本文4ページ）。

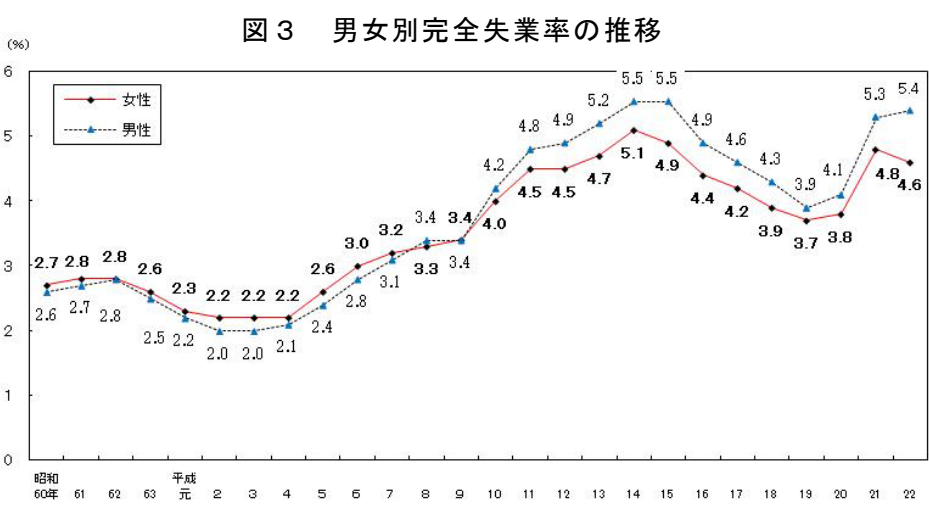


資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成12、22年）

(3) 就業者及び完全失業者 ～完全失業率の男女差が過去最大

女性の就業者数は2,641万人となり、前年に比べ3万人増加（前年比0.1%増）し、3年ぶりの増加となった。一方、完全失業者数は127万人となり、前年に比べ6万人減少（前年比4.5%減）し、3年ぶりに減少した。完全失業率は、女性は4.6%となり前年に比べ0.2%ポイント低下し、3年ぶりの低下となった。

なお、完全失業率の男女差は0.8%ポイントで、過去最大となった（図3、本文8ページ）。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

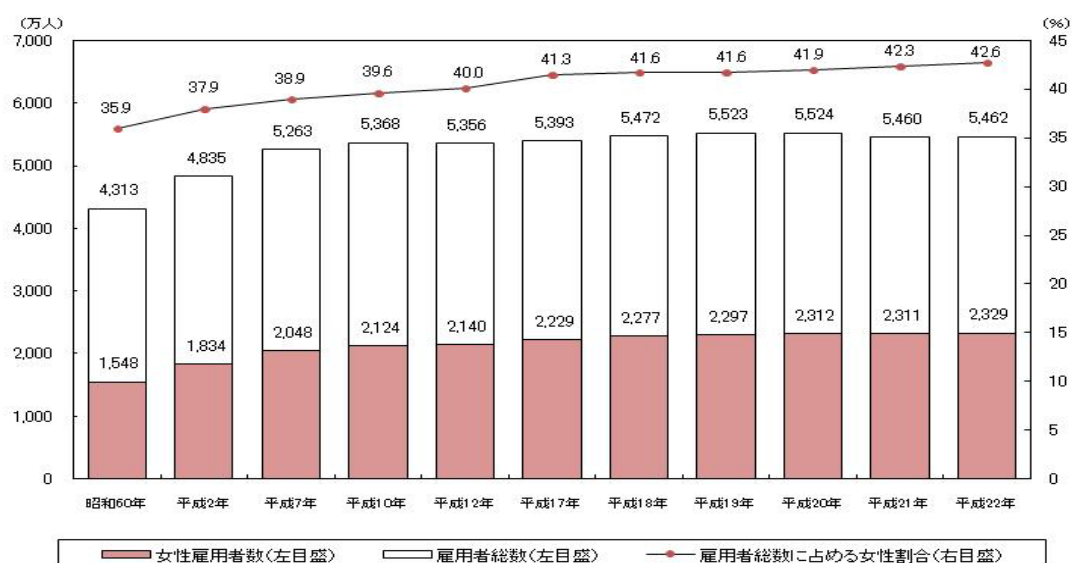
(4) 雇用者

① 雇用者数 ～女性雇用者数が過去最多に

平成 22 年の雇用者数は、女性は 2,329 万人となり、前年に比べ 18 万人増加（前年比 0.8% 増）し、過去最多となった。男性は 3,133 万人と 16 万人減少（同 0.5% 減）し、3 年連続の減少となったが、雇用者総数（男女計）は前年に比べ 2 万人増加（同 0.04% 増）し 5,462 万人となった。

雇用者総数に占める女性の割合は過去最高の 42.6%（前年差 0.3% ポイント上昇）となり、3 年連続の上昇となった（図 4、本文 10 ページ）。

図 4 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移

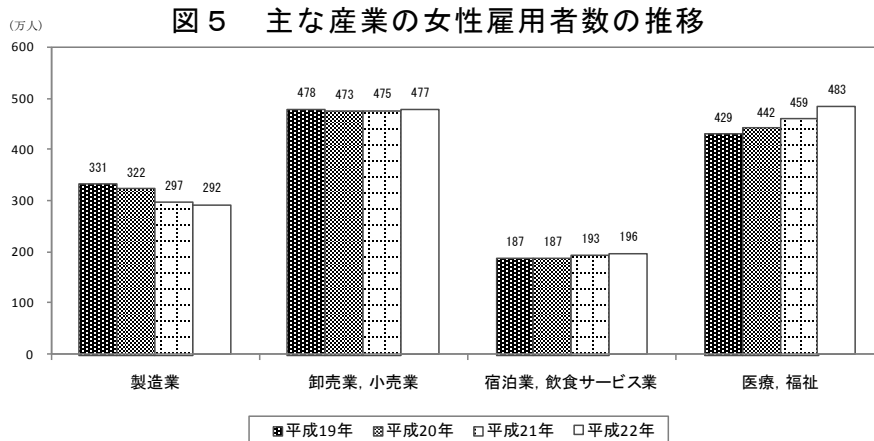


資料出所：総務省統計局「労働力調査」

② 産業別雇用者数 ～女性雇用者「医療、福祉」が初めて「卸売業、小売業」を上回る

平成 22 年の女性雇用者数を産業別にみると、「医療、福祉」が 483 万人（女性雇用者総数に占める割合 20.7%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」477 万人（同 20.5%）、「製造業」292 万人（同 12.5%）、「宿泊業、飲食サービス業」196 万人（同 8.4%）の順となっている。前年に比べ増加幅が大きい産業は、「医療、福祉」（前年差 24 万人増、前年比 5.2% 増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同 3 万人増、同 1.6% 増）であった。一方、「製造業」（同 5 万人減、同 1.7% 減）や「サービス業（他に分類されないもの）」（同 5 万人減、同 2.8% 減）は減少幅が大きかった。

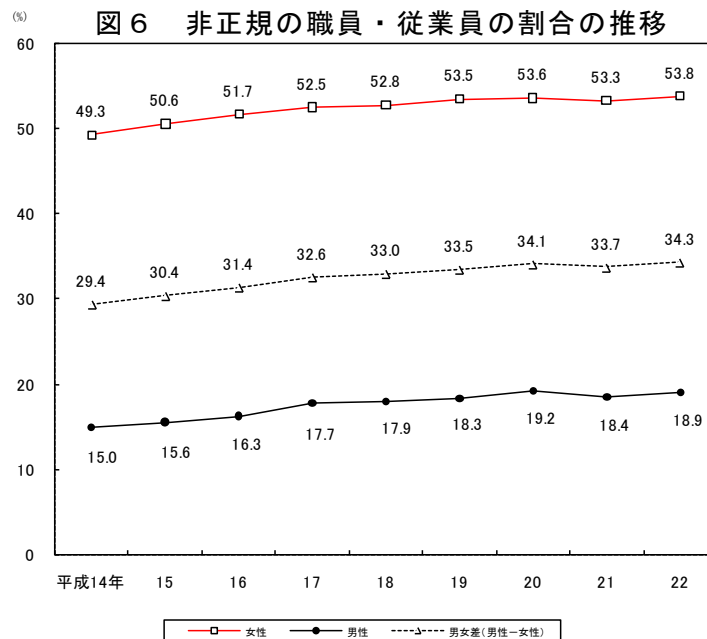
比較可能な平成 19 年以降の動きをみると、初めて「医療、福祉」が、「卸売業、小売業」を上回る結果となった（図 5、本文 11 ページ）。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

③ 雇用形態（勤め先での呼称による）別雇用者数 ～女性の非正規の職員・従業員の割合過去最高

役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、平成22年の女性は、「正規の職員・従業員」が1,046万人（前年同）、「非正規の職員・従業員」が1,218万人（前年差22万人増、前年比1.8%増）となった。女性の雇用者（役員を除く）に占める「非正規の職員・従業員」の割合は53.8%と比較可能な平成14年以降で最高となった（図6、本文15ページ）。

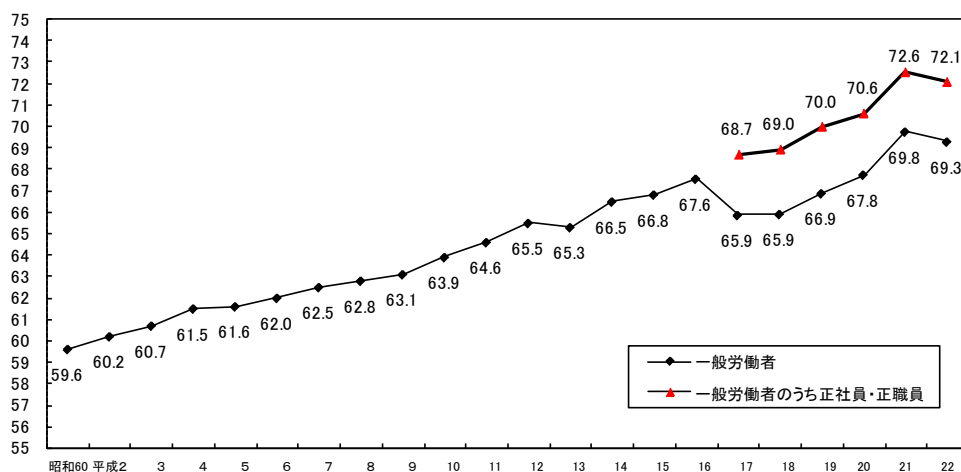


資料出所：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

(5) 賃金 ～所定内給与額の男女間賃金格差は前年に比べ格差大

平成 22 年の女性の一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の所定内給与額は 22 万 7,600 円（前年比 0.2%減）、うち、正社員・正職員については 24 万 4,000 円（同 0.3%減）、正社員・正職員以外については 17 万 900 円（同 0.7%減）となり、前年を下回った。また、男女間の賃金格差（男性=100 とした場合の女性の給与額）は、一般労働者 69.3（前年 69.8）、正社員・正職員 72.1（同 72.6）、正社員・正社員以外 74.7（同 77.5）となり、前年に比べ格差がやや拡大した（図 7、本文 25 ページ）。

図 7 男女間所定内給与額格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1) 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

(注2) 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。

(注3) 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

(注4) 企業規模10人以上の結果を集計している。

(注5) 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100.0 とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。 所定内給与額の男女間格差 = 女性の所定内給与額 ÷ 男性の所定内給与額 × 100